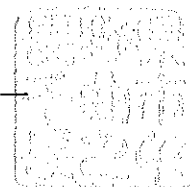


千曲市告示第52号

千曲市敬老会事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月25日

千曲市長 小川 修



千曲市敬老会事業補助金交付要綱

千曲市敬老祝事業補助金交付要綱（平成15年千曲市告示第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、区・自治会が行う敬老会事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 敬老会事業 多年にわたり社会にご尽力いただいた高齢者に感謝と敬意を表すために、地域住民が集い交流を図ることを目的とした祝賀会を開催する事業をいう。
- (2) 対象者 当該年度の4月1日現在、千曲市の住民基本台帳に登録されている者で、その年度の末日までに70歳に達しているものをいう。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、敬老会事業を実施する市内の区又は自治会とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象団体が実施する敬老会事業とし、当該年度内において年1回限りとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象団体が実施する敬老会事業に参加する対象者の人数に500円を乗じて得た額を上限とする。

（交付申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、敬老会事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し交付することを適当と認めるときは、敬老会事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者は、敬老会事業終了後速やかに敬老会事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を精査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、敬老会事業補助金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けた場合は、敬老会事業補助金交付請求書(様式第5号)により、補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた団体に不正があったときは、全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市敬老会事業補助金交付要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るものから適用し、施行の日前までの申請に係るものについては、なお従前の例による。

千曲市敬老会事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 区名等
代表者住所
代表者職名
代表者氏名

千曲市敬老会事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額 金 _____ 円

(事業の詳細)

補助金	対象者	合計 (補助金×対象者)
500円	人 (予定)	円
(敬老会の実施内容)		
補助事業の目的: _____		
実施日: _____ 年 月 日		
参加予定人数: _____ 人 (※対象者以外の参加者を含む)		
実施場所: 名称 _____ 住所 _____		

添付書類

- 1 収入支出予算書
- 2 その他市長が必要と認める書類

収入支出予算書

区名等

- 1. 収入金額 円
- 2. 支出金額 円
- 3. 差引金額 円

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	内容
補助金収入		
助成金収入		
雑収入		
繰越金		
その他		
収入合計		

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	内容
謝礼		
食糧費		
事務費		
祝品		
その他		
支出合計		

千曲市敬老会事業補助金交付決定通知書

千曲市指令 第 号
年 月 日

区名等

代表者職名

代表者氏名 様

千曲市長



年 月 日付で申請のあった千曲市敬老会事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので、千曲市敬老会事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

補助金の額	円
補助事業の目的及び内容	
実施予定日	年 月 日
補助金の交付条件	<p>(1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。</p> <p>(2) 補助事業が予定した期間内に完了しないとき又は遂行が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>(3) 補助金の経理は、帳簿を備え収入支出を記載するとともに、その支出内容を証する書類を整備保管して、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>(4) この補助金に係る事業が完了したときは、速やかに敬老会事業実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>(5) 補助金の経理について必要がある場合は、立入調査を行なうことがある。</p> <p>(6) 調査の結果、不相当と認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を求められることがある。</p> <p>(7) 上記に掲げるもののほか、千曲市補助金等交付規則の規定及び別に条件を付した場合は、その条件を守らなければならない。</p>

千曲市敬老会事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 区名等
代表者住所
代表者職名
代表者氏名

敬老会事業を実施したので、下記のとおり千曲市敬老会事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

補助金	対象者	合計 (補助金×対象者)
500円	人	円
(敬老会の実施内容)		
実施日： 年 月 日		
参加人数： 人 (※対象者以外の参加者を含む)		
実施場所： 名称 住所		

添付書類

- 1 収入支出決算書
- 2 その他市長が必要と認める書類

収入支出決算書

区名等

- 1. 収入金額 円
- 2. 支出金額 円
- 3. 差引金額 円

1 収入

(単位:円)

区分	予算額	決算額	内容
補助金収入			
助成金収入			
雑収入			
繰越金			
その他			
収入合計			

2 支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	内容
謝礼			
食糧費			
事務費			
祝品			
その他			
支出合計			

千曲市敬老会事業補助金確定通知書

千曲市達 第 号
年 月 日

区名等

代表者職名

代表者氏名 様

千曲市長



年 月 日 付けで提出のありました実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金の額を
確定したので、千曲市敬老会事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

千曲市敬老会事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 区名等
代表者住所
代表者職名
代表者氏名

印

千曲市敬老会事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金を請求します。

記

1. 交付請求額 金 _____ 円
2. 振込先 銀行・金庫
金融機関名 _____ 農協・組合 _____ 支店・支所
- 預金種類 普通・当座
- 口座番号

--	--	--	--	--	--	--
- フリガナ
- 口座名義 _____